

第1次行財政改革大綱・実施計画

「実り豊かな生活文化都市」を目指して



中 央 市

目 次

「行財政改革大綱」

第1章 中央市の現状	1 P
第1節 中央市の概要	
第2節 中央市の財政状況	
第2章 行財政改革の必要性と行財政改革大綱策定の目的	7 P
第1節 行財政改革の必要性	
第2節 行財政改革策定の目的	
第3章 行財政改革基本方針	8 P
少数精鋭の行政運営	
市役所と市民の役割分担の見直し	
市役所と地域との協働による地域運営	
市民への公表	
第4章 行財政改革に対する具体的取り組み	9 P～ 17 P
第1節 市役所改革	9 P～ 10 P
組織の見直し	
職員提案による改革改善の推進	
人材育成の推進・人事評価制度の導入	
事務処理等の簡素効率化	
第2節 財政改革	10 P～ 12 P
財政運営の効率化・健全化	
公共投資の重点化とコスト削減の推進	
人件費の抑制	
市単独補助金の見直し	
受益者負担の適正化	
歳入の確保	
第3節 行政サービス改革	12 P～ 17 P
市民協働	
公共施設等の運営	
事務事業の整理統合等	
合併協定項目等の早期調整	
電子自治体の推進	
情報公開の徹底	
市出資法人の見直し	
地方公営企業の経営健全化	

第5章 行革推進	18P~19P
第1節 実施期間	
第2節 推進体制	
第3節 進捗状況の公表	

「行財政改革実施計画」

第6章 実施計画	20P~39P
第1節 市役所改革	22P~24P
組織の見直し	
職員提案による改革改善の推進	
人材育成の推進・人事評価制度の導入	
事務処理等の簡素効率化	
第2節 財政改革	25P~31P
財政運営の効率化・健全化	
公共投資の重点化とコスト削減の推進	
人件費の抑制	
市単独補助金の見直し	
受益者負担の適正化	
歳入の確保	
第3節 行政サービス改革	32P~39P
市民協働	
公共施設等の運営	
事務事業の整理統合等	
合併協定項目等の早期調整	
電子自治体の推進	
情報公開の徹底	
市出資法人の見直し	
地方公営企業の経営健全化	

第1章 中央市の現状

第1節 中央市の沿革

平成12年に地方分権一括法が施行され、三位一体の改革が推し進められる中、平成18年2月20日に玉穂町・田富町・豊富村が合併して中央市は誕生しました。

本市は山梨県のほぼ中央に位置し、釜無川と笛吹川により形成された沖積平野からなる地域と御坂山系からなる地域という2つの地域特性を有しています。

農業については、地域特性を生かして、野菜と果樹が生産され、県内でも有数の産地となっています。

また、市内には大型商業店舗、工業団地などの商工業施設や、県内の教育・医療施設の中核を成す山梨大学医学部があり、道路網も国道140号線が市内を横断し、新山梨環状道路の建設も進むなど都市的な機能も併せ持っている地域です。

平成17年の国勢調査によると、市の人口は31,650人であり、年齢構成比率は15歳未満が16.3%、15～64歳未満が68.7%、65歳以上が15.0%と県内他市町村と比べ高齢化が進行していない地域です。

しかし人口の増加率は頭打ち傾向にあり、少子化の状況を加味すると今後は高齢化が進行していくものと推測されます。

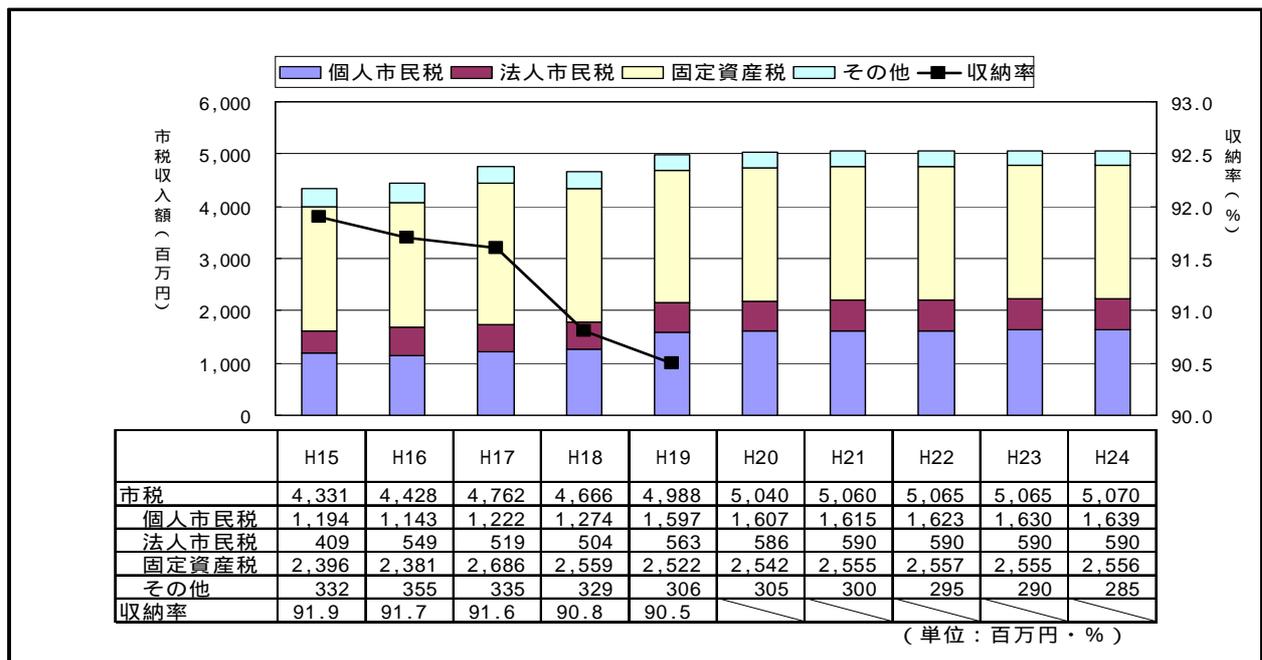
第2節 中央市の財政状況

長期的な景気の低迷等により、市税収入の伸び悩みや地方交付税が削減される一方で、急速な少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応すべく、より効率的で体力のある地方自治体が求められるようになってきています。

これらのことを背景に、行財政改革なしでの行政運営を続けていけば、大幅な財源不足が生じ、近い将来には非常に厳しい財政状況となります。

こうした課題に対応するため、効率的かつ効果的な行財政改革の推進に努めていくことが必要とされています。

【市税収入の推移】

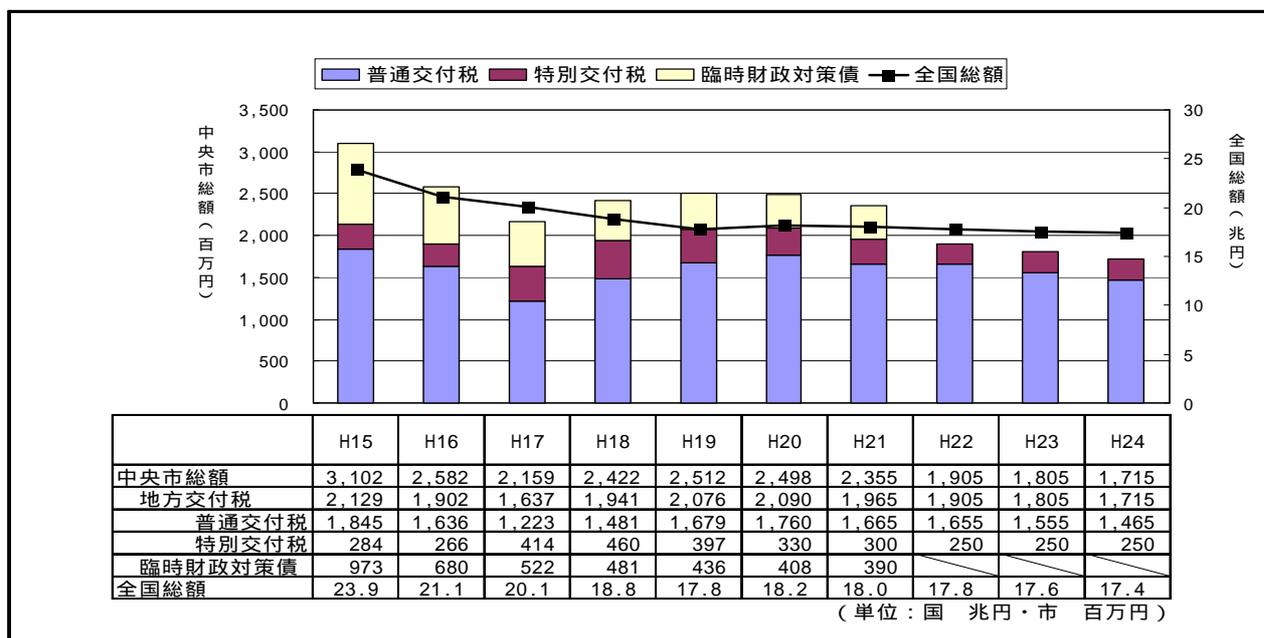


本市の歳入の約 4 割である市税は、平成 18 年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成 15 年度と平成 19 年度との比較で 1.15 倍に増加しています。

また、原油・素材の高騰及び輸出産業の減速に伴い、企業収益環境は厳しさを増し、生活必需品等の値上がりにより個人消費も減少傾向になってきています。このため景気に対する先行き不透明感が根強く存在し、大幅な税収増を見込むことは難しい状況にあります。

収納率は、平成 15 年度は 91.9%であったものが、平成 19 年度は 90.5%と徐々に低下傾向にあり更に徴収体制を強化しなくてはなりません。

【地方交付税の推移】



地方分権改革に伴い平成 16 年度から平成 18 年度に行われた三位一体改革においては、国庫補助負担の廃止・縮小、国から地方への税源移譲とともに交付税改革が行われました。

本市の地方交付税等の交付額は平成 16 年度からの 3 年間で約 680 百万円も削減され、うち、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 33 条の 5 の 2 の特例として発行される臨時財政対策債も 492 百万円削減されました。

また、普通交付税については、合併年度及びこれに続く 10 か年度について、合併がなかったとして算定（合併算定替）した額で交付されることとなっておりますが、合併後 11 年目以降は段階的に縮減され、15 年目以降は合併後の団体の一本算定で算出される額で交付されることとなります。なお、平成 19 年度の本市の合併算定替の交付税額は 1,679 百万円、一本算定での交付税額は 828 百万円であり、今後算定の内容も変わる可能性もあるため、現時点で単純な比較はできないものの、このままの状況で推移し一本算定になった場合、現行制度では、交付額が半分程度になります。

よって、今のうちから経費節減をはかり、基金等に積み立てを行うことで、財政経営

の健全化に資する取り組みを実施することが必要となります。

地方交付税とは？

財源の地域的な不均衡を是正し、全ての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことが出来るように、必要な財源を確保することを目的として国が地方公共団体に対して交付する税です。

一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税があります。

普通交付税とは？

合理的な基準に基づき、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入が不足している場合に、これを補うために国から交付されるものです。

特別交付税とは？

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定にあたり反映することが出来なかった各自治体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

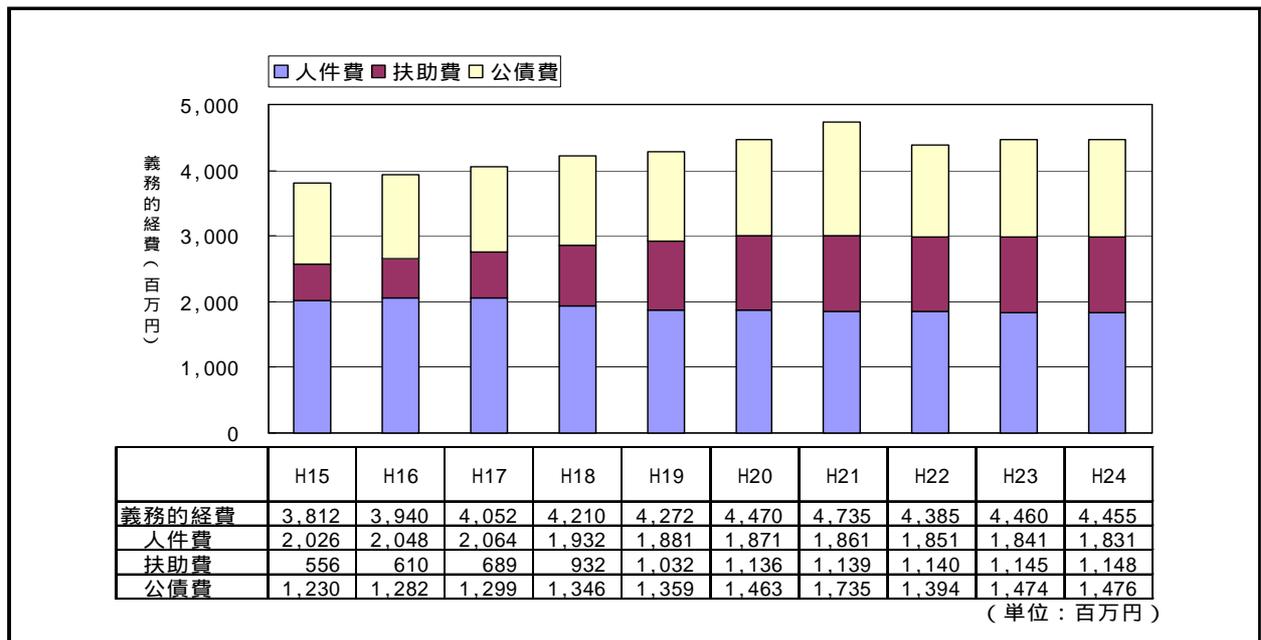
臨時財政対策債とは？

本来、国が交付税で措置すべき地方の財源不足について、後年度の国による交付税措置を実質的に約束した上で、国と地方が折半で臨時的に補てんする趣旨で導入された制度です。

当初は3年間（H13～H15）の臨時的な措置であったが、2度に渡る延長（H16～H18・H19～H21）により長期化し、その間多額に発行された臨時財政対策債の元利償還金は折半されず、全額地方負担として臨時財政対策債での対応とされています。

平成21年度以降については、現行制度が延長されるか廃止されるか現時点では見通しがたっていません。

【人件費等の義務的経費の推移】



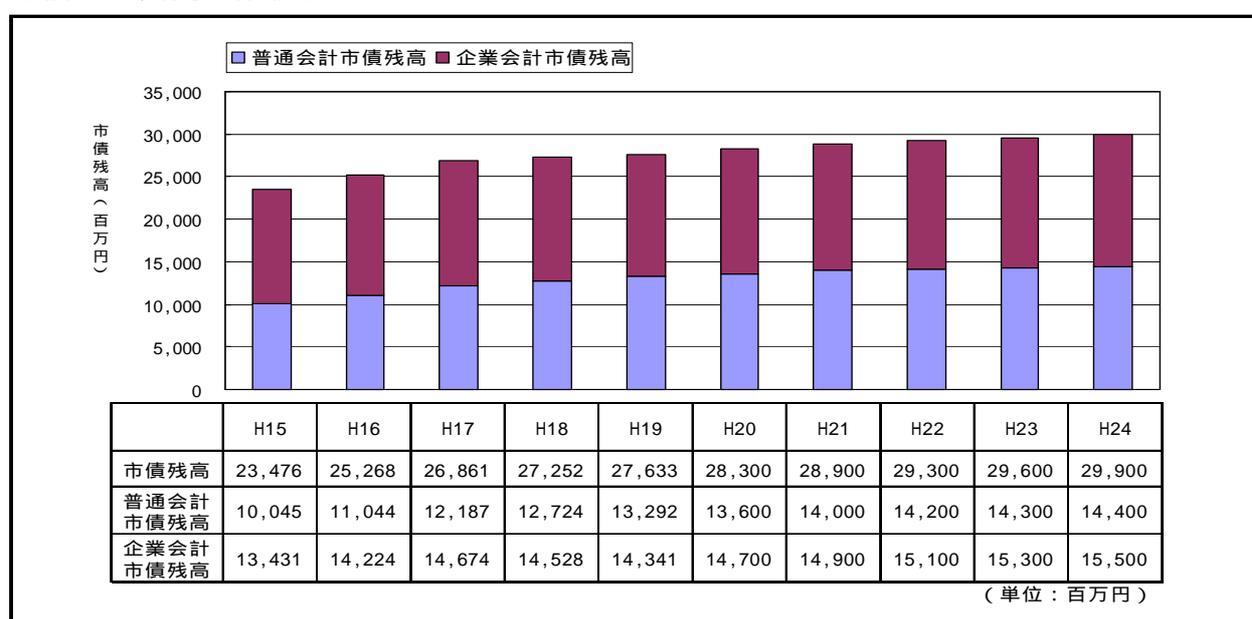
義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費で、人件費・扶助費・公債費の3つの費目をいいます。また、歳出総額に占める義務的経費の割合が高くなれば、政策的な経費に充てる財源に余裕がなくなるため、財政が硬直化し弾力性を失うこととなります。

本市の場合は、平成15年度と平成19年度との比較では、人件費は0.93倍の減少、扶助費は1.86倍、公債費は1.11倍に増加しています。

また、歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成15年度には31.6%であったものが、平成19年度は35.7%と徐々に上昇しています。

財政状況が厳しい中、義務的経費である人件費の削減は不可欠であり、最少の経費で最大の効果を上げることが念頭に、事務事業の見直しを行う必要があります。

【借入金残高の推移】



地方債（市債）とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債を活用することにより、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の平準化」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務づけられることとなるため、多くを地方債に依存することは将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。

本市の市債残高は、普通会計・企業会計をあわせると平成19年度末で総額27,632百万円にのぼり、平成15年度末と比較すると1.18倍となっています。このため、今後も借入金の返済状況を勘案し、事業の選択を行い、将来計画を見据えた借入とする必要があります。

市債とは？

道路、住宅、学校の整備など多額の経費を要する建設事業で、その効果が後年度に及ぶものなどの財源に充てるため、国や金融機関などから長期にわたって借り入れる資金のことです。こうした建設事業に充てられる市債の他に、経常経費に充てられる減税補てん債や地方交付税財源の不足を補てんするための臨時財政対策債などがあります。

普通会計とは？

一般会計と企業会計以外の特別会計を合算して、会計間のお金の移動を控除したものをいいます。

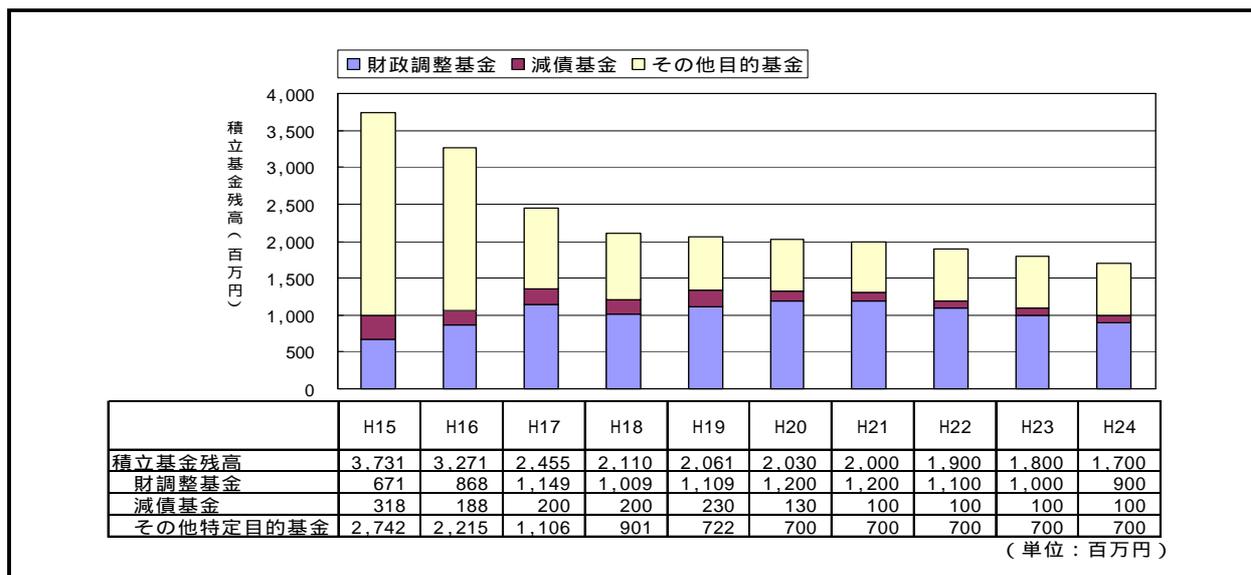
本市では、一般会計・田富よし原処理センター事業特別会計・土地区画整理事業特別会計（一部）を合算し普通会計としています。

企業会計とは？

地方公共団体の経営する企業を指し、地方公営企業法の適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業とに分かれます。

本市では、地方公営企業法の適用を受けている上水道事業会計と法非適用企業の簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・土地区画整理事業特別会計（一部）などがあります。

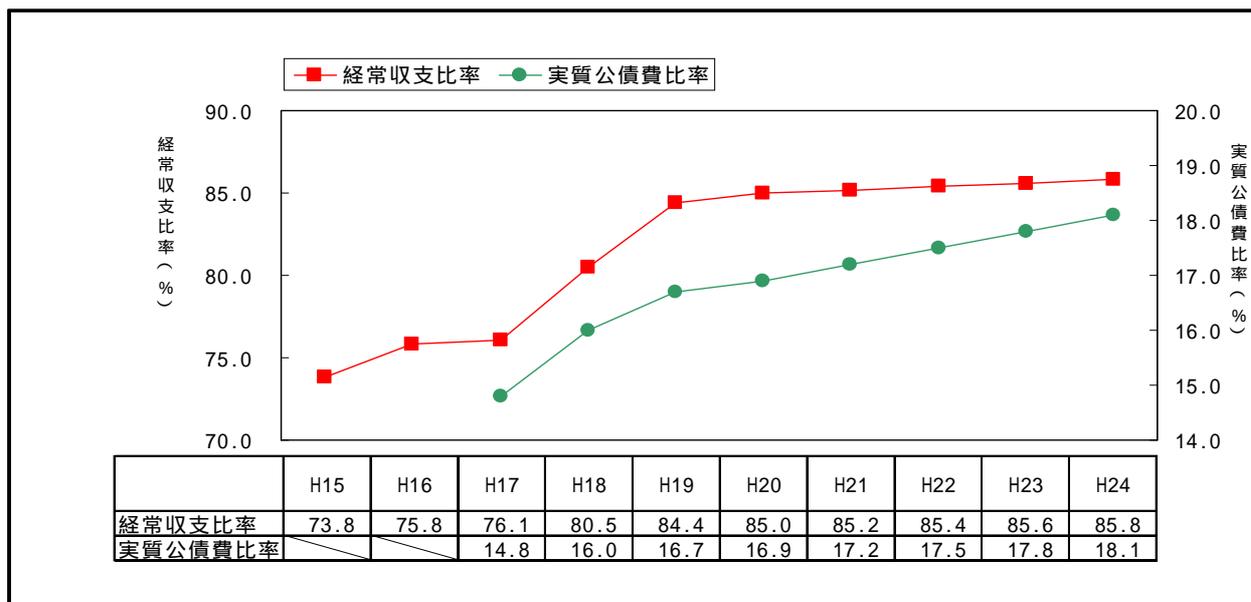
【基金残高の推移】



基金（市の貯金）には、財源を調整するための基金として財政調整基金、市債調整基金として減債基金、特定の目的のために元本を取り崩す特定目的基金があります。

本市の積立基金残高は、平成 19 年度末で総額 2,061 百万円となっており、平成 15 年度末と比較すると 0.55 倍の減少となっています。したがって、今後も厳しい財政運営が続くと推測されるので、国、県の財政施策や地方交付税の動向に十分留意しながら、弾力性のある財政運営が必要とされています。

【財政指標の推移】



経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

都市にあっては70～80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

本市の場合は、扶助費や公債費の伸びに伴い、平成15年度と平成19年度との比較では、10.6ポイント上昇し84.4%になっており、財政構造の弾力性が失われつつある状況になっています。今後も、経常経費のさらなる削減と、特に市税を確保する努力を続けていく必要があります。

また、実質公債費比率とは、公債費（借金の返済）による財政負担の度合いを判断するための指標の1つで、平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された新しい指標です。

この指標は、従来の起債制限比率の範囲等を見直し、企業会計（水道・下水道等）、一部事務組合の借金の返済に充てるために支出した費用を含めるため、より実質的な公債費による財政負担の度合いを判断することができます。

なお、本市の実質公債費比率は平成17年度と平成19年度との比較では、1.9ポイント上昇し16.7%になっており、この比率が18%以上になると地方債の発行に際し県の許可が必要となります。さらに、25%以上になると地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業等についても制限されることとなります。このことから将来の財政硬直化を避けるためには、今後とも市債発行を十分に検討し抑制する必要があります。

第2章 行財政改革の必要性と行財政改革大綱策定の目的

第1節 行財政改革の必要性

本市の財政状況は、これまでに類を見ないほど厳しい状況です。これまでも各部各課において歳出削減に努めてきたところではありますが、予算編成に際しては年々厳しさが増すばかりです。

その様な市の財政状況に加え、多様化する住民ニーズにより行政需要は増加する一方であり、市の置かれる立場は更に厳しいものとなっています。

「財政の危機的状況」の中での「行政需要の増加」という相反する現状の中、地方自治法第2条第14項に規定されるような「最小の経費で最大の効果を挙げる」ため事務事業を執行し、「第1次中央市長期総合計画」において掲げた市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を実現するには、行財政改革は必須となります。

第2節 行財政改革大綱策定の目的

行財政改革大綱は、大綱と実施計画から構成され、大綱は市の行財政改革の中核をなす指針として策定し、実施計画はその大綱の主旨を実践していくにあたり、必要な取組みを定めるものとなります。

また、大綱及び実施計画は、組織等市役所全般の見直しと財政の健全化、公共サービスの向上のために強い意識を持って行財政改革を断行すべく策定するものとし、併せて中央市職員全体の意識改革のための基本指針とします。

第3章 行財政改革基本方針

行財政改革の推進にあたっては、以下の4点を基本方針とします。

少数精鋭の行政運営

厳しい財政のもとでは、採用の抑制による職員数の削減は避けられない問題ではありますが、複雑多様化する行政需要に対応していくためには、組織の見直し等「体制の再検討」を実施することに加え、研修制度等人材育成の充実と人事評価制度といった「育成と評価」も重要となります。

市役所と市民の役割分担の見直し

住民の選択と負担に基づき各々の地域に相応しい公共サービスを提供する分権型社会を構築することを目指し、現在市が提供している全てのサービスを既存の枠組みにとらわれず見直していきます。

市役所と地域との協働による地域運営

厳しい財政状況と多様化する行政需要のもとでは、従来の「行政がサービスの提供者で、住民がその受け手となる」という官民二元論から脱却し、個人及び団体が行政運営に参画し、行政と「協働」して地域を運営していくことが必要となります。

市民への公表

従来の事後の情報公開制度の充実を図ることはもとより、各種事業や指針等の策定に際して計画（準備）段階より様々な情報の発信を図っていかなくてはなりません。

情報発信にあたっては、広報やホームページといった従来の周知方法に加え、パブリックコメントや審議会・協議会等への公募委員の登用を図ることにより、より広く市民の皆さんの意見を取り入れ、市政に反映させていく方法を検討していきます。

第4章 行財政改革に対する具体的取り組み

本市においては、行財政改革を進めていくにあたり、以下の第1～第3節の視点で取り組んでいきます。

なお詳細につきましては、実施計画において検討していきます。

第1節 市役所改革

行財政改革を推進していくにあたり、まず取り組みを行わなければならないのは、市役所の組織や人材育成の方法、現状の仕事の仕方といった市役所内部に関することです。市役所自身が変わっていかなくては、行財政改革はなしえません。

また、この「市役所改革」の推進にあたっては、さらに以下の4点が必要と考えられます。

組織の見直し

中央市では平成19年4月1日に多様化する行政需要に迅速に対応すべく機構改革を実施したところですが、分庁方式の見直しや部制（総務部・市民部・保健福祉部・建設部・農政観光部）の検討及び支所機能の集約といった組織機構の見直しを実施し、組織全体のフラット化・スリム化を検討します。

職員提案による改革改善の推進

組織の見直しによる職員の適正配置や人材育成を行うことで、自発的な提案・改善により、自ら改革していけるような組織を構築していきます。加えて現在の市の職員提案制度の審査基準や提案方法の見直しを図っていきます。

また、改革推進のためには、職歴に関係なく個々の意見を汲み取ることができるよう風通しのよい組織の構築が必須となります。なお、その様な組織構築のため、部課内等で職務に対し、きたんなく意見交換できる機会の創設を検討していきます。

さらに現在実施している「職員と市長との対話室」を充実させ、職員と市長が対話することで、職員の意見や提案が市政に反映できるように検討していきます。

人材育成の推進・人事評価制度の導入

多様化する行政需要に対し、限られた人員で対応していくためには、各々の持っている能力を最大限発揮できることが必要となります。

そこで本年度「中央市人材育成基本方針」を策定したところであり、効果的な人材育成に努めることで組織力を高める取り組みを実施していきます。

また、人材育成により育まれた職員の意欲・能力を最大限に引き出すことのできる人事評価制度の導入についても併せて検討していきます。

事務処理等の簡素効率化

厳しい現状に対応していくためには、組織の見直しや人材育成により、職務の遂行にあたり効果的な体制を整えるとともに、現在の事務処理のあり方についても見直していかなくてはなりません。

事務決裁規程の見直し、窓口業務のマニュアル化、自動交付機で交付できる証明書の種類の拡大というような広範囲にわたる検討をしていく必要があります。

第2節 財政改革

本市の厳しい財政状況を勘案して、少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応していくためには、下記のような視点で財政の健全化を図っていきます。

財政運営の効率化・健全化

職員の経費節減に対する意識の向上を図り、これまで以上に事務事業の精査と優先順位付けを実施し、経常経費と市債の発行を抑制することで、財政の健全化を図っていきます。

このような財政状況については、毎年バランスシートを公表しているところでありますが、更に積極的に市民の皆さんに公表していきます。

公共投資の重点化とコスト削減の推進

必要性・効率性・有効性の観点により中長期的な視点で事業実施の可否や優先順位を判断する仕組みを確立し、重点的な公共投資を実施していきます。

また、現状よりも更に事業課相互の連携深め、事業計画の策定をし、工事箇所の集約とコスト削減を実施していきます。

これに加えて、事業実施後のチェック体制の一環として「行政評価制度」の導入の検討を実施します。

さらに「入札大綱」を策定し、入札・契約制度の改善を行うことで、より透明度の高い制度構築に努めていきます。

人件費の抑制

組織の見直し、人材育成の推進・人事評価制度の導入などに関連し、定員管理及び給与の適正化について検討します。

職員数については、平成20年4月1日現在の職員数は254名であり、合併前の平成17年4月1日現在と比較して16名（5.92%）減っております。（先に策定した集中改革プランにおいては、平成22年4月1日の職員数の目標を254名としており、既に達成されたところであります。）今後も事務事業の効率化を図る中で、更なる削減を検討していきます。

また、職員と同時に、臨時・嘱託職員の配置及び勤務条件についても適正化を図っていきます。

なお、本市の職員給与水準を示す平成19年のラスパイレス指数は、95.1であり、その他地域手当や特殊勤務手当等も支給しておりません。加えて現状昇給幅を通常の3/4に抑制し、経費の節減を図っているところであります。

しかし、厳しい財政状況に対応するため、今後更なる削減について検討していきます。

また、職員と同様に特別職及び役職員の報酬についてもあわせて削減を検討し

ていきます。

ラスパイレス指数 ... 国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

市単独補助金の見直し

補助金の交付にあたっては、地方自治法第 232 条の 2 の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定に基づき「中央市補助金等交付規則」や各種の「補助金交付要綱」を定めた上で交付しています。

しかし、厳しい財政状況においては、この補助金についても見直していかなくてはなりません。

補助金の目的や補助金を交付している個人または団体の活動内容について精査し、必要性・効率性・有効性の観点により中長期的な視点で公益性について判断し、社会経済情勢も勘案しながら聖域なく整理・統合・廃止を図っていきます。

なお、整理・統合・廃止にあたっては、検討委員会等を組織し、全庁舎的に取り組んでいきます。また、定期的に補助金の検証・見直しを実施し、補助が長期・恒常化していないかチェックできる体制の構築を行います。

更に市の事業等に積極的に参画（協働）してくれる団体に補助金を集約する施策を検討し、より協働の理念が市民に定着するよう検討していきます。

受益者負担の適正化

受益者負担とは、「市が特定のサービスを提供するにあたり、サービスを受ける者から受益に応じた負担を求めるもの」です。

今回の行財政改革大綱策定にあたっては、このうち主に使用料と手数料に絞って見直しを進めていきます。

使用料とは「公の施設を利用した場合、または行政財産を目的外に使用させた場合、条例に基づいて徴するもの」です。

手数料とは「地方公共団体が当該団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に基づき徴するもの」です。

なお「第 1 次中央市長期総合計画」策定の際に実施された市民アンケートの設問の中で、市民の皆さんに受益者負担のあり方についてご意見を伺ったところ以下のような結果となりました。

「望ましい今後の行政運営の方向性」

ア．行政サービスを維持・拡大するために住民負担を増やしてもやむをえない

..... 6 . 2 %

イ．行政サービスは維持し、住民負担を増やさないが、スポーツ施設など使用料は見合った額を利用者が負担

..... 74 . 8 %

ウ．行政サービスが減少してもいいので、住民負担を増やさない

…… 15.5%

エ．不明

…… 3.5%

上記の結果より、「利用者が応分の負担をすることで、住民負担を増やさず、行政サービスを維持する」方向性が支持を集めていることが分かりました。

市としても受益者負担に関する各種の検証を実施するにあたり、このアンケート結果を参考にし、精査を進めていきます。

なお、精査にあたっては、受益者負担に関する検討委員会等を組織し、社会経済情勢、施設の利用状況、電気代等のランニングコストを総合的に勘案し、現状の受益者負担が適正なものか全庁舎的に検討していきます。

さらに現在使用料を減免・免除している団体についても、現状の減免・免除は適正かどうか見直しを実施します。

加えて保育料・給食費等についても現在の社会経済情勢を勘案し、見直しを実施します。

歳入の確保

税・料については、収納率の向上と納税者等の公平性・公正性を確保するために、収納課と徴収原課と連携を密にした現状の収納対策を強化するとともに、コンビニ収納・ペイジー導入等新たな収納方法の導入についても検討し、利便性の向上につとめます。また、年々増加する未納案件については、悪質な者には差し押さえの実施などこれまで以上に強い姿勢で臨んでいくとともに、対応が難しい事例については、本年4月に発足した山梨県滞納整理機構と連携して徴収対策を進めていきます。

これに加え、市の封筒・ホームページ等あらゆるものに民間企業広告の掲載や、市の施設のネーミングライツを募集するといったこれまでにはなかった新たな歳入の確保に対する取組みについても検討していきます。

また、市が所有する公有財産の利活用方針を策定し、払い下げ等公有財産の有効利用の推進を図っていきます。

さらに市街化区域のインフラ整備のために、都市計画税の導入を検討し、歳入の確保を図ります。

第3節 行政サービス改革

市民協働

多様化する行政需要と厳しい財政状況が並存する現状においては、行政側だけがサービスの提供者となることには限界があります。行政サービスでカバーできない部分を補完し、地域の問題を解決していくためには、市民との協働は不可欠なものとなります。この場合、市民とは一義的に地域住民を指すのではなく各種団体も含み、行政はこれらの市民の目線で施策を展開していく必要があります。そのためにPDCAサイクルの各工程の場面に協働の場を創設することを検討していきます。

また、各種審議会や委員会に女性や公募委員を登用することにより、より広範囲の市民の皆さんより意見を伺う機会を創設していきます。

加えて広報・ホームページ等を活用し、市民に積極的に情報を発信し、協働を啓発していきます。

なお「第1次中央市長期総合計画」策定の際に実施された市民アンケートの設問の中で、市民の皆さんに行政サービスの担い手についてご意見を伺ったところ以下のような結果となりました。

今後の行政サービスの担い手

ア．これまでどおり行政が行っていくことが望ましい	……	18.2%
イ．収益が出そうな分野に限って、民間団体・企業などに広げていくことが望ましい	……	24.4%
ウ．可能な限り、住民や民間団体、企業などに積極的に広げていくことが望ましい	……	53.1%
エ．その他	……	1.2%
オ．不明	……	3.1%

公共サービスの担い手として、「住民や企業などに積極的に広げることが望ましい」という意見が過半数を占めている現状です。

今後参加してもよい公共的活動（複数回答）

ア．住みよい街づくりに役立つ清掃や美化活動など	……	47.9%
イ．災害時などの救援活動	……	41.7%
ウ．登下校時の安全確保（スクールガードなど）	……	34.2%
エ．地域で行う運動会や祭りなどの行事の手伝い	……	29.2%
オ．高齢者や障害者への手助けや施設での手伝いなど	……	27.6%
カ．自然保護などの環境保全活動	……	25.2%
キ．地域で取り組む子育て支援（保育のボランティアなど）	……	19.9%
ク．まちづくりへの提言や市が設置する委員会・審議会などへの参加	……	13.0%
ケ．文化財保護やスポーツなどの指導・協力など	……	11.0%
コ．その他	……	1.8%
サ．不明	……	4.2%

自分たちの住む地域での生活に密着したことについて参画していくという意識が感じられる内容となっています。

PDCA サイクル PDCA サイクルとは、以下の各工程の頭文字をとったものです。

Plan(計画)：従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成

Do(実施)：計画に沿って実施

Check(検証・評価)：現在でも計画作成時の効果があるか

現在でも計画自体が有効なものか

検証・評価

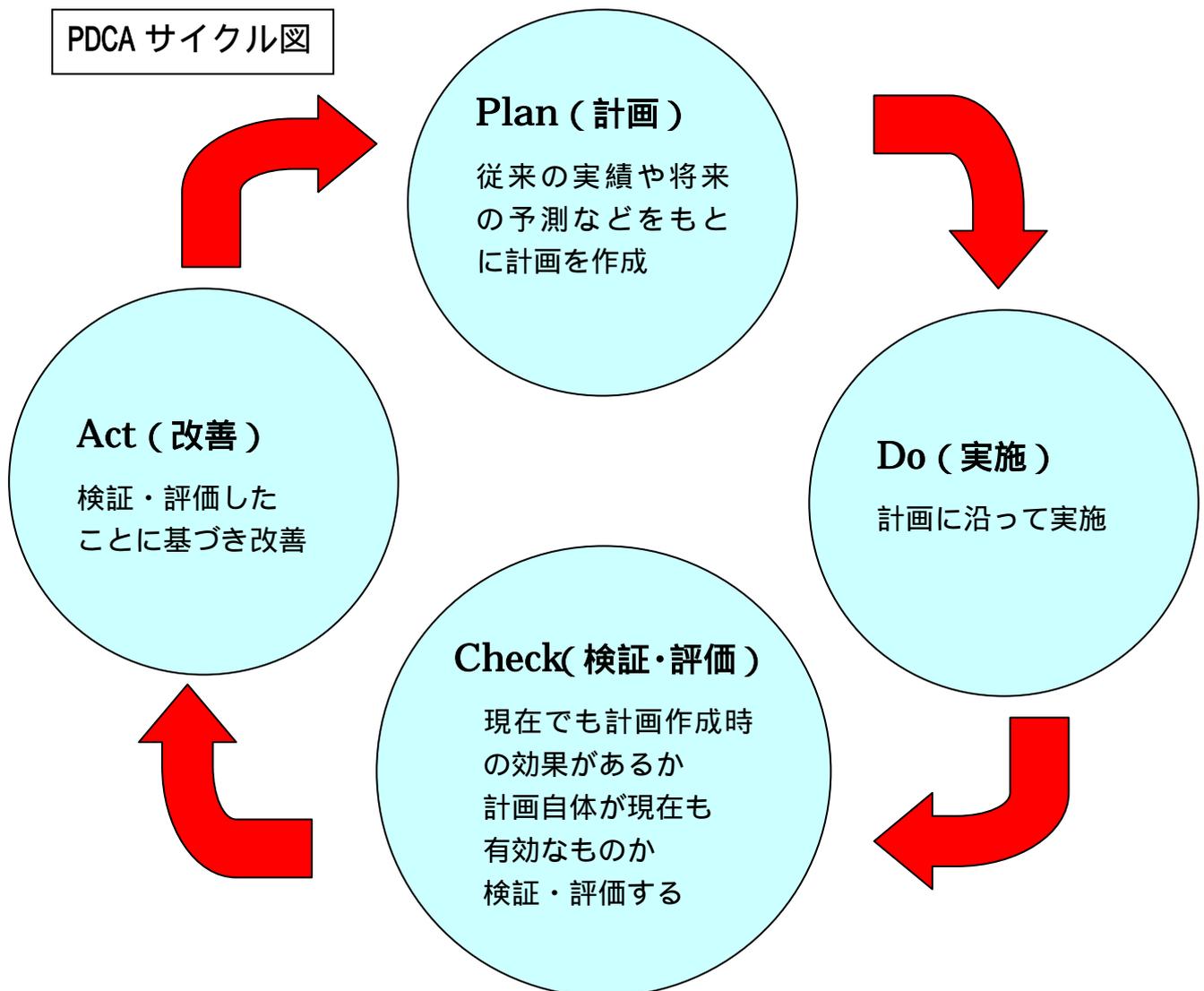
Act(改善): 検証・評価したことに基づき改善

行政の施策とは、市民の皆さんが安心・安全な生活を営むことができるよう、負担していただいた税金を使ってサービスを提供するものですが、使うことができるお金は限られていますので、市はその本来の目的を達成するために、有効で効率的な施策を展開していかなくてはなりません。

そのため行政は、新しい施策を計画(Plan)するときには、より慎重に検討を行い実施(Do)してきました。しかし、昨今のように社会状況の変化が激しく、行政需要が多様化している現状においては、計画・実施当初は有効だった施策がいつまでも有効であるとは限りません。実際に計画作成時の効果があるか・計画自体が現在においても有効であるかを検証・評価(Check)し、その検証・評価したことに基づいて随時改善(Act)していかないと、行政活動が本来の目的を達成できなくなってきました。

この検証・評価の過程を客観的に統一的な基準を設けて行うことが、後述する「行政評価」であり、効果的な行政活動を行ううえで必要な仕組みです。

なおこのPDCAサイクルを図にすると以下ようになります。



公共施設等の運営

本市は、合併において旧町村の公共施設をそのまま引き継いでいるため、合併していない地方公共団体に比べて施設数が多く、同一または類似した内容の施設が存在するといった問題を抱えています。

また、経常的経費のほかに、年々老朽化に伴う修繕費などの臨時的な維持管理経費が増加しており、施設を維持管理すること自体が、財政を圧迫する要因となっています。

このような状況において、公共施設については、公益性とともに適正配置や効率的な運営・維持管理が求められる現状となっています。

そこで公共施設の運営に際しては、庁舎内で検討委員会を設立し、全庁舎的に施設のあり方を検討していきます。

その検討委員会の中では、利用者の実態や維持管理経費、使用料収入、耐震性(改修の必要性)といった施設毎の現状分析を通して、その施設の必要性、費用対効果、類似施設の有無、修繕の必要性といったことについて様々な視点から施設のあり方について検討を実施します。単に減らすというのではなく、統廃合する場合でも代替施設について検討を行うなど、市民に対して安全・安心で真に必要な施設を提供するための精査を実施します。

また、直営以外の方式については、シルクの里振興公社を指定管理者として5施設を委託しているところではありますが、現状その他の施設については委託をしても劇的な効果の見込めるものではありません。しかし「市場化テスト」や「PFI」といった民間の手法を取り入れて業務改善に取り組んでいく制度の導入についても積極的に検討していきます。

加えて施設の集約や統廃合等により施設を取り壊す場合には跡地の利活用や売却についても検討し、余剰資産とならないよう配慮します。

事務事業の整理統合等

現在行政が市民に提供するサービスの種類は膨大なものがありますが、行財政改革を遂行するにあたっては、この事務事業に対する見直しは必須となります。見直しにあたっては、各課で行っている事務事業について、必要性・効率性・有効性等の観点により中長期的な視点でその一つ一つを検証していく必要があります。

そのような検証を実施していくには、全庁舎的に統一した基準で行政評価に取り組んでいく組織体制の構築が急務となります。

なお、行政評価を行うにあたっては、組織運営、人事管理、予算管理などと連携して実施し、評価結果を市民の皆さんに公表していきます。

合併協定項目等の早期調整

合併時に調整した合併協定項目については、問題点を洗い出し現在の社会経済情勢等を考慮した上で再検討を行い、必要に応じ事務事業の修正を行っていきます。

電子自治体の推進

ICT 技術の革新に伴い、ユビキタス社会が少しずつ実現しようとしている現状においては、電子自治体についても市民の利便性の向上に配慮しながら検討していかなくてはなりません。

「やまなしくらしねっと」を活用した電子申請及び届出システムの拡充、電子入札制度の導入、システムによる防災・防犯情報の提供といった分野について検討していきます。

情報公開の徹底

本市においては、「中央市パブリックコメント制度実施要綱」を策定し、本年 5 月に施行したところでありますが、この背景には、「積極的に情報公開していく」「行政運営に関する情報を共有する」「市民に行政運営に参加してもらう」という狙いがあります。

従来の情報公開の更なる推進に加え、このような新たに情報公開を推進していく施策を検討していきます。

市出資法人の見直し

本市の出資法人としてはシルクの里振興公社があげられます。現在公社を指定管理者として 5 施設を委託しているところでありますが、平成 20 年 12 月に予定されている公益法人制度改革関連 3 法の施行により、従来の公益法人は、法律施行後 5 年以内に公益事業を行う「公益財団法人又は公益社団法人」か、その他の事業を行う「一般財団法人又は一般社団法人」のいずれかに移行しなければならず、公益財団法人は収益事業を行うことができなくなります。

今後シルクの里振興公社には事業内容と組織のあり方について精査を求めていくこととなります。また指定管理のあり方についても検討していきます。

公益法人制度改革関連 3 法 平成 18 年 5 月 26 日に成立。同年 6 月 2 日に公布。
平成 20 年 12 月に施行予定。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」

地方公営企業の経営健全化

本市の実施する事業で地方公営企業法の適用を受けるものは、田富地区の上水道事業と法非適用企業の豊富地区の簡易水道事業、農業集落排水事業、田富・玉穂地区の下水道事業、玉穂地区の土地区画整理事業があります。

各事業についても、催告や臨戸徴収の強化や収納課と連携した徴収計画の策定などにより歳入の確保の推進を目指し、複数事業の徴収の一本化並びに事務の併任化による経費・人件費の削減を検討します。加えて各事業とも料金の改定についても

検討し、歳入の確保を目指します。

また、その他の歳入確保としては、田富地区上下水道料金および豊富地区簡易水道・農業集落排水料金のコンビニ収納の導入により、納付機会の拡大を図ることで徴収率の向上に努めていきます。

第5章 行革推進

第1節 実施期間

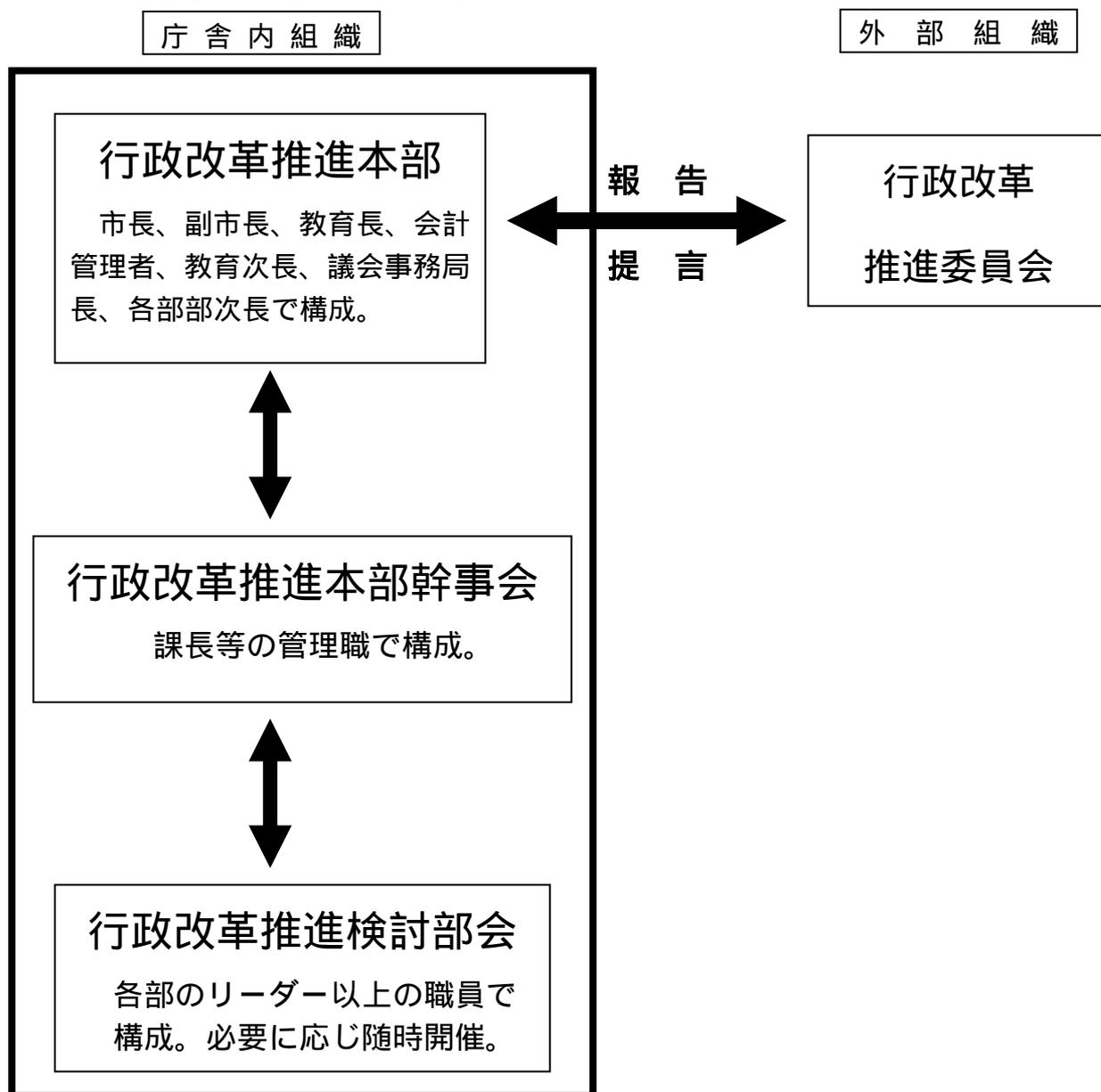
本大綱の実施期間については、市の根本指針となる「第1次中央市長期総合計画」と歩調を合わせ、平成20年度より5年間とします。また、本大綱で策定した事項については毎年検証を実施していきます。

なお、本大綱において策定した事項でなくても、本大綱の趣旨に合致しているものは随時検討または実施していきます。

第2節 推進体制

行財政改革の推進及び毎年の検証にあたっては、下記の庁舎内組織により実施していくこととし、進捗状況等については、随時外部組織である行政改革推進委員会に報告します。また、情報についてはホームページ等でも公開していくこととします。

中央市行財政改革推進組織体制図



第3節 進捗状況の公表

前節でも述べたように策定後5年間は、毎年検証を実施し、必要に応じて修正を加えていきます。

なお最終年度の24年度については、毎年の検証に加えて、それまでの総括を実施し、平成25年4月1日を起点としたその後5年間を実施期間とする行財政改革大綱及び実施計画の見直しを実施していきます。

行財政改革実施計画

中 央 市

行財政改革大綱実施計画体系図

大項目	中項目	実施項目	ページ	
1 市役所改革	1 組織の見直し	1 分庁方式の見直し	22	
		2 組織機構の見直し		
	2 職員提案による改革改善の推進	1 職員提案制度の充実	22	
		2 部課内の意見交換の場の充実		
	3 人材育成の推進・人事評価制度の導入	1 職員の育成	23	
		2 人事評価制度の導入		
		3 人事交流の推進		
	4 事務処理等の簡素効率化	1 事務決裁規程の見直し	24	
		2 窓口業務のマニュアル化		
		3 自動交付機による各種証明の発行の拡大		
	2 財政改革	1 財政運営の効率化・健全化	1 財政状況の公表	25
			2 市債発行の抑制	
3 経費の節減				
2 公共投資の重点化とコスト削減の推進		1 入札・契約制度の改善	26	
		2 建設コスト削減の推進		
3 人件費の抑制		1 特別職報酬の見直し	27	
		2 役職員等報酬の見直し		
		3 職員数の抑制		
		4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化		
		5 臨時職員の見直し		
4 市単独補助金の見直し		1 補助金等の整理合理化	28	
		2 協働団体への補助金の集約		
5 受益者負担の適正化		1 使用料等の見直し	29	
		2 施設使用料の減免・免除の見直し		
		3 保育料・給食費等の見直し		
6 歳入の確保		1 収納率の向上	30～31	
		2 ビジネスパーク等への企業誘致の推進		
		3 ホームページや封筒等への有料広告掲載		
		4 国・県の補助金等の確保		
		5 市税等収納対策の強化		
		6 新税の導入検討		
3 行政サービス改革		1 市民協働	1 市民と行政の協働の推進	32～33
			2 ホームページ等による情報発信の充実	
			3 公募委員の積極的な登用	
	4 審議会・委員会等への女性の登用			
	2 公共施設等の運営	1 公有財産の有効利用の推進	34	
		2 各種施設の民間委託等の推進		
	3 事務事業の整理統合等	1 行政評価の導入	35	
	4 合併協定項目等の早期調整	1 合併協定項目の問題点の洗い出し	35	
	5 電子自治体の推進	1 電子申請・届出システムの拡充	36	
		2 電子入札システムの導入		
		3 防災・防犯情報の提供		
	6 情報公開の徹底	1 市政情報の積極的な公開	37	
7 市出資法人の見直し	1 出資法人の経営健全化	37		
8 地方公営企業の経営健全化	1 経営改革の推進	38～39		

第6章 実施計画

第1節 市役所改革 組織の見直し

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 分庁方式の見直し	新たな行政課題や多様な市民ニーズに即応した、効率的な行政運営を図るため、「分庁方式の継続」「庁舎統合」「新庁舎建設」等の方向性を示します。			検討委員会設置			総務課 全課
2. 組織機構の見直し	簡素で効率的な、市民に分かりやすい組織体制の構築を図ります。						総務課 全課

職員提案による改革改善の推進

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 職員提案制度の充実	職員提案を活性化するため、提案方法や審査基準の見直し等を行い職員提案制度の充実を図ります。						政策秘書課 全課
2. 部課内の意見交換の場の充実	個々の意見を汲み取ることのできる風通し良い意見交換の場の充実を図ります。						全課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

人材育成の推進・人事評価制度の導入

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 職員の育成	人事評価制度と研修制度の連携を図り、地域固有の政策課題や多様化する住民ニーズに対応できる、自ら考え行動する職員の育成を図ります。						総務課
2. 人事評価制度の導入	庁舎内に検討委員会を設置し、中央市にあった制度の構築に向けて検討していきます。また、一定期間試行し、制度の修正等を行い本格導入します。	検討委員会設置		人事評価制度導入			総務課 全 課
3. 人事交流の推進	住民ニーズによる事務量の増加と職員の削減に伴い、職員数に余裕があるわけではありませんが、2年に1度程度の人事交流ができるよう交流先等を検討していきます。						総務課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

事務処理等の簡素効率化

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 事務決裁規程の見直し	意思決定の迅速化を図るため、事務決裁規程を見直し、事務処理権限は可能な限り下位の職へ権限委譲を進めます。また、職務へのスピード意識の高揚を図ります。						総務課 全 課
2. 窓口業務のマニュアル化	窓口業務における申請受付等をマニュアル化し、課員全員が迅速に対応できるようにします。	随時 実施					関係課
3. 自動交付機による各種証明の発行の拡大	市民カードを更に普及させるとともに、住民票や印鑑証明以外の各種証明が発行できるように交付内容を拡大し、利便性の向上を図ります。						市民課 税務課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

第 2 節 財政改革

財政運営の効率化・健全化

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 財政状況の公表	国の指針に基づき、財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し公表するとともに、積極的な財政情報の公表に努め、信頼される財政運営を目指し透明性の確保を図ります。	ワーキンググループ設立					財政課
2. 市債発行の抑制	新たな財務指標である実質公債費比率を抑制するため、公債費に係る適確な管理と運用を行い、財政運営の健全化、後年度負担の抑制を図ります。	 実質公債費比率を 18.0%以内に保つ					財政課
3. 経費の節減	事業や保守に伴う経費又、物品の購入や印刷等事務費に至るまで、必要性について原点に立ち返り、全庁的な見直しを行い経費の節減を図ります。	随時実施					全 課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

公共投資の重点化とコスト削減の推進

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 入札・契約制度の改善	県内外市町村の動向を注視し、引き続き一般競争入札の試行の継続・拡大を行っていきます。 また、同時に価格・品質両面で優れた公共工事の施工と、地元企業育成の観点を考慮した、「総合評価方式の試行・拡大」、「工事成績評定の導入」を実施していきます。						管財課
2. 建設コスト削減の推進	設計時における建設コスト縮減や、工期の短縮等による時間的コストの縮減を目指し、調整会議等の更なる充実を図ります。	随時 実施					関係課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

人件費の抑制

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 特別職報酬の見直し	平成19年度において、特別職報酬の見直しを行いました。厳しい財政状況下であるため、再度見直し検討をします。						総務課
2. 役職員等報酬の見直し	役職員の職務内容と報酬額が妥当か検討します。						総務課
3. 職員数の抑制	定員適正化計画を策定し、常に効率的な職員配置に努めるとともに、新規の職員採用を抑制することにより、計画的に職員数の削減を図ります。			定員適正化計画策定			総務課
4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	職員の適正配置や事務事業の見直し及び改善等を行い時間外手当の削減を図るとともに、各種手当の見直しを実施します。						総務課
5. 臨時職員の見直し	各課の適正な臨時職員数を把握し、削減計画を作成し、計画的に削減していきます。						総務課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

市単独補助金の見直し

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 補助金等の整理合理化	庁舎内に検討委員会を設置し、補助金の目的及び社会情勢等を勘案し統一した評価基準を策定し、聖域なく整理・統合・廃止を行います。また、長期化、恒常化している奨励目的の補助金を見直すとともに、実績報告の確認・精査を強化します。	検討委員会設置					全課
		 <p>平成 19 年度の実績数値を基に 5 年間で 2,200 万円 (10%) の削減を目指す。</p>					
2. 協働団体への補助金の集約	市の事業等に積極的に参画(協働)している団体等に対し、補助金の集約ができる施策の検討を行い、より協働への意識が市民に定着できるように努めます。	検討委員会設置					関係課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

受益者負担の適正化

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 使用料等の見直し	受益者負担の公平性を確保するという観点に立ち、継続的な運営努力と適正な受益者負担の原則に基づいた料金設定と定期的な見直しを行うために、庁舎内に検討委員会を設置します。	検討委員会設置					関係課
2. 施設使用料の減免・免除の見直し	「減免・免除」している団体等については、他の施設使用者との公平性等を勘案し、減免・免除の見直しを行います。	検討委員会設置					関係課
3. 保育料・給食費等の見直し	市の厳しい財政状況や少子化等の社会情勢を勘案し、保育料を定期的に見直すとともに、保育サービスの維持や充実に向けた財源の確保を図ります。						子育て支援課
	給食運営委員会で、社会情勢等を勘案し、給食費の見直しを実施していきます。 また、父兄への現状説明と理解を得られるような事前周知の徹底を図ります。						教育総務課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

歳入の確保

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 収納率の向上	市民税・法人税・固定資産税等について現年度分の収納率を、全国平均以上を目指します。	現年度分 目 標 97.1%	現年度分 目 標 97.4%	現年度分 目 標 97.8%	現年度分 目 標 98.2%	現年度分 目 標 98.6%	税務課
	税の過年度分の収納率を、全国平均以上を目指します。	過年度分 目 標 20.0%	過年度分 目 標 21.0%	過年度分 目 標 22.0%	過年度分 目 標 23.0%	過年度分 目 標 24.0%	収納課
	国民健康保険税の収納強化週間を年 4 回設定し、電話催告・夜間休日の臨戸訪問を実施します。	現年度分 目 標 93.0%	現年度分 目 標 93.4%	現年度分 目 標 93.8%	現年度分 目 標 94.2%	現年度分 目 標 94.6%	保険課
	納付者の利便性の向上のため、コンビニエンスストアで収納できる制度の検討を行います。						関係課
	納付者の利便性の向上のため、ペイジーの導入を検討します。						関係課
	市民が納付する市税等の公金について、納付者の利便性を向上するため、休日・夜間窓口の開設をし、収納率の向上に努めます。						関係課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
2. ビジネスパーク等への企業誘致の推進	国・県の助言や支援を受け、積極的に優良企業を誘致することにより、本市経済の活性化を図ります。						商 工 観光課
3. ホームページや封筒等への有料広告掲載	財源確保手段として、ホームページや封筒等への有料広告を掲載することを検討します。						政策秘書課 全 課
4. 国・県の補助金等の確保	事業の実施に関し、国・県の補助金等の制度を的確に把握し最大限に活用します。						全 課
5. 市税等収納対策の強化	納税等の公平性と信頼性を高めるため、債権管理のあり方について検討し、市の公債権・私債権について統一的な取り扱いを目指し、債権管理条例の制定も視野にいれ検討します。						収納課 関係課
6. 新税の導入検討	庁内に検討委員会を設置し、基礎資料等の作成と導入の検討を行います。						関係課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

第3節 行政サービス改革
市民協働

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課	
		20	21	22	23	24		
1. 市民と行政の協働の推進	市民と行政が、相互の立場や特性を尊重しつつ、相互の役割を明確にした上で、対等な立場として、共通課題の解決や共通の目的の実現に向けて、協力していける施策を推進していきます。	随時 実施						関係課
	市に事務局がある法定外の任意団体の調査を行い、行政の責任領域を明確にし、各種団体の自立促進を図ります。							関係課
	協働において主体的な役割を果たす「自治会」の自治会長に「協働」に関する研修等を実施することで、自治会全体の意識高揚を目指します。							総務課
	自主防災組織による自発的な防災訓練を実施します。							総務課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
2. ホームページ等による情報発信の充実	住民の意見提出制度（パブリックコメント）など、ホームページ等を活用した積極的な情報公開を進めるとともに、住民ニーズの把握に努めます。						政策秘書課 全 課
3. 公募委員の積極的な登用	市民意見を広く取り入れ市政の推進を図るため、委員の改選時等に公募委員の登用促進を図ります。	随時 実施					関係課
4. 審議会・委員会等への女性の登用	審議会や委員会等への女性委員の登用を積極的に行い、市政への参画機会を拡充します。	随時 実施					関係課



 女性登用率を国の目標値である30%の達成を目指す。

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

公共施設等の運営

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 公有財産の有効利用の推進	合併に伴い、膨大な公有財産が存在するため、公有財産台帳を統一し施設管理の効率化を図ります。						管財課 関係課
	庁舎内で施設の検討委員会を設置し、公有財産利活用方針の策定を行い統廃合や、不要財産の処分を推進していきます。	検討委員会設置	利活用方針策定				管財課 関係課
2. 各種施設の民間委託等の推進	市民ニーズに対応した管理運営を行うとともに、指定管理者制度の導入施設の拡大を検討し効果的・効率的な運営を実現します。						政策秘書課 管財課 関係課
	中央市保育所民営化検討委員会を設置し、他市町村の例の検証や市民の意見を取り入れながら、検討を進めていきます。	検討委員会設置					子育て 支援課
	田富地区の各小中学校の給食施設について、検討委員会等により自校方式の継続や共同調理施設の設置を検討して行きます。また、民間委託についても検討します。	検討委員会設置					教育 総務課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

事務事業の整理統合等

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 行政評価の導入	市の説明責任の遂行能力向上を図るため、行政評価を導入し、事務事業の整理統合等やPDCAサイクル(マネジメントサイクル)の確立を行い職員の仕事に対する考え方の改革を進めます。						政策秘書課 全 課

合併協定項目等の早期調整

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 合併協定項目の問題点の洗い出し	合併協定項目の未調整部分について、早急に洗い出しを行い、解決に向けて協議・調整を行います。						全 課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

電子自治体の推進

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 電子申請・届出システムの拡充	申請・届出手続の電子化を推進し、市民の利便性の向上、及び業務の省力化・効率化を図ります。						総務課 関係課
2. 電子入札システムの導入	電子入札システムを導入することで、事務の効率化、諸経費の削減、透明性の向上、入札参加機会の拡大を図ります。						総務課 管財課
3. 防災・防犯情報の提供	消防庁が整備を推進している、緊急時に防災・防犯情報を市民にいち早く効率的に配信できる全国瞬時警報システムの実現に向け、市の防災無線のデジタル化を推進していきます。						総務課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

情報公開の徹底

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 市政情報の積極的な公開	「行政運営に関する情報を共有すること」と「市民が行政運営に参画すること」を目的とし、更なる情報公開の推進を図っていきます。						関係課

市出資法人の見直し

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 出資法人の経営健全化	出資法人の経営の適否が市の行政運営に重大な影響を及ぼすことから、経営の健全化に向けた経営改革を促進します。	検討委員会設置					関係課

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

地方公営企業の経営健全化

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 経営改革の推進	国の指針に基づき、財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し公表するとともに、積極的な財政情報の公表に努め、信頼される財政運営を目指し透明性の確保を図ります。	ワーキンググループ設立					地方公営企業（関係課）
	各地区の供給形態や経営状況等を勘案し、料金改定の検討を実施します。					水道課（上水道・簡易水道）	
	現状は、検針・閉開栓業務をシルバー人材センター等に委託していますが、その他の窓口業務につき、民間委託の検討を実施します。					水道課（上水道・簡易水道）	
	現状は、保守点検のみ民間委託していますが、その他の施設の民間委託の検討を実施します。					水道課（上水道・簡易水道）	

凡 例

- : 検討・調査
- : 試行又は一部実施
- : 実施
- : 継続

実施項目	実施内容	実施予定年度					担当課
		20	21	22	23	24	
1. 経営改革の 推進	納入者の利便性向上のため、コンビニエンスストアにおいて収納する制度を導入します。						水道課 (上水道・簡易水道)
	水洗化率の向上を目指し広報誌等を通じ効率的な推進を図るとともに、収入支出バランスを調整しつつ、料金体系の見直しを行います。	 <p>平成 24 年度までに、水洗化率 90%以上を目標とする。</p>					下水道課 (公共下水道)
	生ゴミ乾燥施設及び汚泥肥料化施設の維持管理のあり方を検討するとともに、料金体系の見直しを行います。						下水道課 (農業集落排水)